

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年七月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

薄小森線	路線名		
秩父郡小鹿野町両神小森字押留二四 四七番一地从同郡同町両神小森 字押留二四三二番一地从まで (ただし、関係図書に表示する部分 に限る。)	供用開始の区間		
令和七年七月四日	供用開始の期日		
令和七年五月十六日 付け埼玉県秩父県土 整備事務所長告示第 六号で告示した道路 予定区域の一部供用 開始である。 延長二八・四〇メー トル	備考		